

青森県報

第三千五百五十四号

平成二十一年
十月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

救急病院の廃止……………(医療業務課) ……一
 救急病院の設置……………(同) ……一
 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(出納課) ……一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(港湾空港課) ……二
 右 同……………(同) ……三
 建設業者の許可の取消し……………(県北地域局) ……三
 右 同……………(同) ……四
 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……四

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……五
 右 同……………(同) ……五
 右 同……………(同) ……六

収用委員会

公示による通知……………(監理課) ……六

告 示

青森県告示第六百八十四号

次の医療機関の開設者から救急業務に關し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなつたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
シルバー病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四

青森県告示第六百八十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
メディアカルコー ト八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	平成二十四年十月二十七日

青森県告示第六百八十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字三内字丸山一九八の四

財団法人青森県交通安全協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

(一) 青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一

(二) 黒石市北美町二丁目四七の一

(三) 五所川原市字栄町六の一

(四) 五所川原市金木町芦野二一六の八九

(五) 十和田市西五番町二の一

(六) 三沢市平畑一丁目一の三八

(七) むつ市中央一丁目三の三三

(八) つがる市木造千代町一八の一

(九) 東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四

(十) 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

(十一) 西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇七

(十二) 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添七

(十三) 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五の五〇

(十四) 上北郡野辺地町字新町裏一の一

(十五) 上北郡七戸町字大沢五七の四九

(十六) 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二

(十七) 三戸郡五戸町字下モ沢向一三の六

2 変更後の売りさばき場所

(一) 青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一

(二) 黒石市北美町二丁目四七の一

(三) 五所川原市字栄町六の一

(四) 五所川原市金木町芦野二一六の八九

(五) 十和田市西五番町二一の一

(六) 三沢市平畑一丁目一の三八

(七) むつ市中央一丁目三の三三

(八) つがる市木造千代町一八の一

(九) 東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四

(十) 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

(十一) 西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇七

(十二) 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添七

(十三) 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五の五〇

(十四) 上北郡野辺地町字新町裏一の一

(十五) 上北郡七戸町字大沢五七の四九

(十六) 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二

(十七) 三戸郡五戸町字下モ沢向一三の六

(十八) 青森市安方二丁目一五の九

(十九) 青森市大字三内字丸山一九八の四

(二十) 弘前市大字八幡町三丁目三の二

(二十一) 弘前市大字大久保字西田三八の二

(二十二) 八戸市城下一丁目二一の四

(二十三) 八戸市城下一丁目一六の二五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年九月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社丸山銃砲火薬店

むつ市小川町一丁目一八の五八

六 契約金額

一キロリットル 十八万九千円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十一年八月十日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年九月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社丸山銃砲火薬店

むつ市小川町一丁目一八の五八

六 契約金額

一トン 十四万九千円

七 随意契約の理由

一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定により、随意契約としたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な見積をした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十一年八月十日

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社山美建設

二 代表者の氏名 山田 和彦

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町旭北一丁目三二の五一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二五二二号

五 取消年月日 平成二十一年九月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 今泉建設工業株式会社

二 代表者の氏名 橋 恵子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字稲吉二二の八八四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五六八二号

五 取消年月日 平成二十一年九月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成二十一年九月三十日青森県選挙管理委員会告示第七十四号（政治資金規正法に

よる政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十一年十月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分③その他の政治団体のア統括表江渡あきのり後援会の項中

26,257,600	26,307,180
583,533	583,533
25,674,067	25,723,647
25,768,657	25,818,237
23,150,420	23,200,000
23,150,420	23,200,000
23,150,420	23,200,000
2,523,000	2,523,000
647	647
7,336,600	7,336,600
387,999	387,999
6,066,088	6,066,088
3,855,522	3,905,102
17,646,209	17,695,789

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分③その他の政治団体のア寄附の内訳の表

中

江渡あきのり後援会	政治団体	聡友会	19,750,420	東京都
		自由民主党青森県第一選挙区選挙	3,400,000	十和田市

を

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十八日

青森県警察本部長 石川 威一郎

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年九月十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七
- 六 契約金額
千百十五万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十一年八月五日

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十一年十月二十八日

青森県収用委員会会長 平田 由世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他
一 の書類は、平成二十一年十一月十一日を経過した時に通知があったものとみなされます。

別表

氏名	住所
高坂 博美	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 大阪府大阪市西成区太子2丁目2番18号
水村 春光	住所不明 ただし、住民票の住所 青森県青森市松森3丁目20番45号
成田 喜作	住所不明 登記簿上の住所 青森県青森市大字駒込字桐ノ沢87番地
水村 誠	住所不明 住民票の除票の住所 ただし、東松山市殿山町30番地9 埼玉県東松山市殿山町30番地9 埼玉県東松山市殿山町30番地9

小笠原了子	住所不明 住民票の住所 ただし、世田谷区上馬4丁目14番6号 サントリー駒沢3-E
原秋世	住所不明 住民票の住所 ただし、県横浜市西区東久保町17番11号 神奈川県
千葉則映	住所不明 住民票の住所 ただし、神奈川県柳川3987番地6 茨城県柳川3987番地6 茨城県柳川3987番地6
川村昭一	住所不明 住民票の除票の住所 ただし、青森市幸畑4丁目16番7号 青森市幸畑4丁目16番7号 青森市幸畑4丁目16番7号
鳴海孝己	住所不明 住民票の除票の住所 ただし、大田区東矢口三丁目18番12号 東京都大田区東矢口三丁目18番12号 東京都大田区東矢口三丁目18番12号
白鳥貴子	住所不明 住民票の住所 ただし、犬山市大字五郎丸字郷瀬川1番地1 愛知県犬山市大字五郎丸字郷瀬川1番地1 愛知県犬山市大字五郎丸字郷瀬川1番地1
成田サタ	住所不明 住民票の住所 ただし、金羅北通住実郡新徳面照月里363 韓国金羅北通住実郡新徳面照月里363 韓国金羅北通住実郡新徳面照月里363
齊藤常夫	住所不明 住民票の住所 ただし、青森県青森市大字横内字亀井4番地 青森県青森市大字横内字亀井4番地 青森県青森市大字横内字亀井4番地
三上カリ	住所不明 土地登記簿上の住所 ただし、青森県青森市大字横内字亀井4番地 土地登記簿上の住所 ただし、青森県青森市大字横内字亀井4番地 土地登記簿上の住所 ただし、青森県青森市大字横内字亀井4番地

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭